

# 山口県桜ヶ丘高等学校いじめ防止基本方針

令和元年 5 月改訂

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校においては、「人生は芸術なり」を校訓とし、輝ける未来のために生徒一人ひとりを大切にする教育活動を行ってきた。いじめに対しても、日々の生徒への声かけ、定期的ないじめアンケート、スクールカウンセラーによる教育相談などの取組み、ならびに生徒指導においては、「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度で臨んできた。

しかしながら、いじめが背景とされる中学生自殺事案の報道以降、いじめの問題が社会問題化するようになり、先ごろ市内の他校の生徒がいじめを一因とする自殺が発生している。

いじめは人権に関わる喫緊の課題であり、その早急な解決に向けて、より積極的な取り組みが必要である。こうした認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組みの視点に「重大事態への対応」を加え、取組みの更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することとする。そのために、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう「いじめ防止対策推進法」（以下「法」と言う。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して「山口県桜ヶ丘高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめとは

#### いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会が中心となって、生徒のいじめられたとする訴えを無視することなく、公正な立場になった見極めが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌ことを言われる（SNS等を含む）
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる（SNS等を含む）
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ SNS等で名前や写真など個人情報を暴露される

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警

察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

## 2 いじめの防止等に係る基本的な考え方

### (1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象として人権教育や道徳教育、情報モラル等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

### (2) いじめ早期発見・早期対応

いじめは、四構造(いじめられている者、いじている者、周りではやし立てる者、見て見ぬふりをする者)であるため、見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機感をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後も決め細かい見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当者、部活動顧問等、担当教職員が一人では対応せず、学校として情報の共有を基に、いじめ防止対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

### (3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、教育相談の周知、PTA等と積極的に協働を図る。

### (4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、学事文書課等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実を努める。

## II いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組みを統括する組織として、新たに「いじめ対防止策委員会」を設置する。また、従来の「生徒指導係会議」と連携をする。

#### ○ いじめ防止対策委員会

いじめアンケートの結果をもとにした取組み検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

- ・ 構成  
校長、教頭、人権教育係、生徒部長、教育相談室、各学年主任、教務部長、養護教諭、  
※ 必要に応じて関係教員ならびに外部専門家
- ・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

#### ○ 学年会

毎月の定例会議、事案発生時の緊急会議

- ・ 構成  
学年主任、担任・副担任
- ・ 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実確認の聴取、関係生徒への指導 等

#### (2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

#### (3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒の一人一人の夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通じて、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼義」を重視した取組を具体的にを行う。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

#### 2 いじめ防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組みが体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ防止対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

#### <未然防止> (いじめの予防)

##### (1) 人権指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、人権指導係や教育相談係が中心となって、いじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ 中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫しいじめ防止等の対策に取り組む。

## (2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 自分ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる、授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組みを進める。
- ・ 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

## (3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、愛育会、警察等の関係機関と連携をとり、いじめの問題解決に向けての協働を図る。

### <早期発見> (把握しにくいいじめの発見)

#### (1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら日々生徒を観察し、観取されたことがあればそのつど保護者に連絡するとともに、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・ いじめアンケートの実施を密にし、懸念される事案には必ず個人面談を行う。また、結果を全教職員に公表し、情報の共有をはかる。
- ・ 気軽に相談できる保健室や教育相談づくりの取組みに加え、全教職員も生徒の中に積極的に入り、いじめの兆しに係る情報を収集する。

#### (2) 家庭・地域の連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を真摯に受けとめ、その意見に対して直ちに対応することでいじめを早期に解決していく姿勢を明確に示す。

### <早期対応> (現に起こっているいじめへの対応)

#### (1) 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員は、速やかに情報と事実関係(時・場所・人・態様等)の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ防止対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

#### (2) いじめへの対応

- ・ いじめられている生徒を守り抜くとともに、いじている生徒に対しては、懲戒を含め毅然として姿勢で対応する。また、いじめを周りではやし立てていたり、見て見ぬふりをしていたりしていた者に対しても、指導を行う。
- ・ 学校内にいじめは許さないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相

談するよう指導する。

- ・ いじめられている生徒の心のケア、いじめている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ いじめている生徒が、いじめをしていることを認識していない場合、相手の立場になって考えさせるとともに、「いじめられる側がいじめだと感じた時は、いじめとなる」ことを十分に理解させる。
- ・ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。また、LHRなどで、ネット上に流れた情報は、永久に消えることがない旨を生徒が理解するよう指導を行う。
- ・ いじめられている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- ・ いじめている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向けて取り組むことと伝えるとともに、生徒のより良い成長のためその保護者に協力を依頼する。

### (3) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決にあたっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」(平成16年4月施行)による「学校からの警察への連絡に関するガイドライン」(平成22年11月策定)に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

## 3 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は学校法人の判断で重大事態と認識する。)(法第28条)
  - ※ 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態にいたったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ防止対策委員会において判断するとともに、速やかに学事文書課に報告し、前掲「早期対応」同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ防止対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

## III 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTAや愛育会や徳山地区の中学校・高等学校にも協力を依頼し、情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、本校の教育相談や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門的な相談にも対応できるように体制を整備する。

(1) 本校の相談窓口

<p>学級担任・副担任ならびに養護教諭が相談の窓口となり、生徒ならびに保護者の対応を行う。そのためにも、日頃より生徒や保護者との信頼関係を構築する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">&lt;保護者や地域からの相談&gt;</p> <p style="text-align: center;">山口県桜ヶ丘高等学校 代表 0834-21-0331</p>
--

(2) 関係機関等の相談窓口

○ こどもの人権110番 (山口県方法務局)	0120-007-110
○ いじめ110番 (やまぐち総合教育支援センター)	083-987-1202
○ サイバー犯罪対策室 (山口県警本部)	083-922-8983
○ ヤングテレホン・やまぐち (山口県警本部)	0120-49-5150
○ ふれあい総合テレホン (やまぐち総合教育支援センター)	083-987-1240
○ ふれあいメール (やまぐち総合教育支援センター)	<a href="mailto:soudane@center.ysn21.jp">soudane@center.ysn21.jp</a>
○ 教育相談しゅうなん (教育委員会学校教育課)	0834-21-7830

<平成31年度いじめ防止等に向けた年間計画>

学期	学校行事	いじめ防止対策委員会の活動	人権指導の活動
1	入学式 1年集団訓練 PTA総会 薬物乱用防止講話	・いじめ防止基本方針の策定 ・アンケート結果の検証・対応の検討	・いじめアンケートの実施と集計
2	体育祭 スピーチコンテスト 学園祭 文化講演会	・アンケート結果の検証・対応の検討	・いじめアンケートの実施と集計
3	2年修学旅行 卒業式 クラスマッチ	・いじめ防止基本方針の見直し	・活動内容の検討